

【別冊】

I 安全で快適な自転車ネットワークの整備等による良好な自転車利用環境の実現に関する提言

(1) 地域の実情に合わせた道路空間の再配分と支援制度の拡充

自動車交通量の多い幹線道路や代替路線の確保が困難な既存道路において、自転車・歩行者の安全を確保するため、地域の実情に合わせた道路空間の再配分や整備の事例を提示するとともに、整備費用の支援制度を拡充すること。

(2) 地域の実情に合わせた補助制度

自転車通行空間の整備事業について、降雪地帯やインバウンド需要の大きい地域など、十分な工事施工期間を確保することが困難な地域があることを踏まえ、観光振興事業費補助金（先進的なサイクリング環境整備事業）の内示時期を柔軟に設定すること。

(3) 自転車専用通行帯の停車抑制対策

駅周辺などの停車需要の多い路線において、自転車通行空間における自動車の停車を抑制し、安全な通行空間を確保するため、停車需要への対応にも配慮しながら交通規制と組み合わせて行う停車抑制対策について、先進事例を発信するとともに、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に盛り込むこと。

II 自転車事故のない安全で安心な社会の実現に関する提言

(1) 多言語対応を含む交通安全施策の強化

改正道路交通法の施行や交通反則通告制度の導入を見据え、自転車利用者の安全確保と交通ルールの理解促進に向けた取組の強化が求められるため、外国人旅行者や在住者への多言語対応も含めた啓発ツール整備、ピクトグラム等を用いた標識の国際標準化、教育機会の拡充、人的・財政的支援等について、国の施策として包括的に推進すること。

III 自転車交通の役割拡大による地域の良好な移動環境の形成に関する提言

(1) サイクルトレイン等の普及促進と制度整備

サイクルツーリズムの視点だけでなく、公共交通空白地域における移動手段の拡大や自転車利用促進の視点から、サイクルトレインやサイクルバスの普及に向けた補助制度の拡充や運用整備の仕組みづくりのため、国・地方自治体・企業が連携し、環境整備や運用ツールの設定、情報発信などを通じて、公共交通と自転車の連携による利便性向上を図る施策を推進すること。

(2) 交通結節点での自転車利用環境の整備

地域の交通結節点における自転車利用の利便性を高めるため、モビリティハブの整備推進が求められていることから、駐輪場や修理ステーションの設置、サイクリートレイン・バスとの連携、MaaSによる予約・決済導入、公共交通空白地域への対応モデル構築などを国の支援対象とすること。

IV 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現に関する提言

(1) 電動アシスト付自転車の普及による健康・環境施策の推進

電動アシスト付自転車（3輪タイプを含む）の普及に向けて、国と地方自治体が連携し、広報活動の充実と購入補助の実施を推進するとともに、持続可能な補助制度の構築を図ること。

(2) 健康長寿と自転車活用の両立のための情報発信

自転車利用が健康長寿に与える効果を国が自ら調査・検証した上で、その効果を先進的な自転車施策と併せて積極的に発信するとともに、地方自治体が行う、地域の実情に応じた自転車の利用促進や健康づくりに関する啓発活動を支援すること。

V サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化に関する提言

(1) サイクルルートを活用したイベント支援制度の整備

ナショナルサイクルルートや地域ルートを活用したサイクリイベントの開催支援のための制度整備を推進するとともに、観光地での移動手段として自転車を活用し、地域回遊を促進するサブルートや広域イベント等の優良事例に対する情報提供を推進していくこと。また、ルート指定後も安全・快適な走行環境を維持・管理するため、現行の整備補助終了後も路面標示や案内標識の補修・更新に対する継続的支援を行うこと。

(2) 中山間地域でのMTB活用と地域活性化支援

マウンテンバイク（MTB）によるアドベンチャーツーリズムを通じた、森林や里山の自然・歴史・文化資源の活用や地域活性化の取組に向けて、山道や林道の利活用のための先進事例の調査・研究や、公共の山道や林道の利活用促進のための手順書やガイドラインの整備を行うこと。